

## 【外貨定期預金の概要】

- 外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
- 為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

## 【外貨預金の主なメリット・デメリット】（円貨で外貨預金を作成した場合）

- < メリット > 円安になると預金利息の他、為替差益を享受できます。
- < デメリット > 円高になると為替差損が発生し、元本割れのリスクがあります。為替相場に変動がなくても、銀行手数料で元本割れのリスクがあります。

## 特に重要な事項

- 円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（例えば、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円）がかかります（お預け入れおよびお引き出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定の TTS レート（預入時）、TTB レート（引出時）をそれぞれ適用します）。

したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1オーストラリアドルあたり4円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

10万通貨以上の場合は、当行所定の TTS レート・TTB レートによらず、その時の実勢相場に基づき上記の手数料を含んだ相場が適用されます。又、当日の為替相場が大きく変動した場合、適用為替相場はその時点における外国為替市場での実勢相場に基づくものに変更となる場合がございます。

- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。
- 外貨預金は、クーリングオフの対象外です。

○外貨定期預金をお申込みになる際は、説明書（契約締結前交付書面）の記載事項をよくお読みください。

## ■外貨定期預金の概要

項目	説明事項
1. 商品名	・外貨定期預金
2. 商品概要	・外貨定期預金とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建の預金）のうち、あらかじめ預入期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。
3. 預金保険	・外貨定期預金は預金保険の対象外です。
4. 販売対象	・個人および法人のお客さま。 個人の場合、未成年の方は対象外とさせていただきます。
5. 預入期間 預入通貨 預入金額	<p>1. 自動継続ありの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・預入期間：1か月、3か月、6か月、1年の4種類</li> <li>・預入通貨：米ドル、ユーロおよびオーストラリアドル</li> <li>・預入金額：100米ドル以上10万米ドル未満 100ユーロ以上10万ユーロ未満 100オーストラリアドル以上10万オーストラリアドル未満</li> </ul> <p>2. 自動継続なしの場合</p> <p>(1) 預入期間：1日以上1年以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①預入通貨：米ドル、ユーロおよびオーストラリアドル</li> <li>②預入金額：10万米ドル以上、10万ユーロ以上、10万オーストラリアドル以上</li> </ul> <p>※ただし、米ドルの場合はニューヨーク市場、ユーロの場合は欧州市場、オーストラリアドルの場合はシドニー市場の休日を預入日、満期日とすることはできません。</p> <p>(2) 預入期間：2年、3年、4年、5年の4種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①預入通貨：米ドルのみ</li> <li>②預入金額：100米ドル以上1,000万米ドル未満</li> </ul> <p>※1日のお預入れ金額合計を上限1,000万米ドル未満とさせていただきます。 ※ただし、10万米ドル以上の場合はニューヨーク市場の休日を預入日、満期日とすることはできません。</p>
6. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括預入</li> <li>・1補助通貨単位</li> </ul>
7. 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
8. 利息 (1) 適用利率  (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万米ドル未満、10万ユーロ未満および10万オーストラリアドル未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①当行所定の利率（原則として、1週間ごとに変更します。） なお、利率につきましては変動がございますので、その都度窓口またはフリーダイヤルでご確認ください。（利率は当行ホームページ (<a href="https://www.yamanashibank.co.jp/">https://www.yamanashibank.co.jp/</a>)でもご確認ください。）</li> <li>②預入時または継続日の利率を満期日まで適用します。</li> </ul> </li> <li>・10万米ドル以上、10万ユーロ以上および10万オーストラリアドル以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>①預入時の市場実勢金利を基に個別に決定させていただきます。</li> <li>②預入時の利率を満期日まで適用します。</li> </ul> </li> <li>・自動継続の場合、自動継続後の利率は、継続日における預入期間に応じた当行所定の利率を適用します。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後に一括してお支払いします。</li> <li>・付利単位を補助通貨単位とし、1年を365日とする日割により計算します。</li> </ul>

9. 税金について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子所得は法人のお客さまは総合課税、個人のお客さまは源泉分離課税として課税されます。(ただし、非課税法人のお客さまは非課税)</li> <li>・復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</li> <li>・お利息はマル優の対象外です。</li> <li>・為替差益への課税 （法人のお客さま）総合課税 （個人のお客さま）為替差益は「雑所得」となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。</li> <li>・為替差損は他の黒字の雑所得から控除することができます。他の所得との損益通算はできません。</li> <li>・くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</li> </ul>
10. 手数料および適用相場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お預け入れ・お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。</li> <li>・くわしくは後記「外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。</li> </ul>
11. 期日後利息 (1) 利率 (2) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解約日の外貨普通預金利率と同率です。</li> <li>・付利単位を補助通貨単位とし、1年を365日とする日割により計算します。</li> </ul>
12. 期日前解約時のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として期日前解約はできません。</li> <li>万が一、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用金利は、期日前解約日における当該通貨建ての外貨普通預金利率となります。</li> </ul>
13. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お預け入れ後、お引き出し時の先物為替予約を締結いただくことにより、為替相場の変動によるリスクを避け、円での実質利回りを確定することもできます。ただし、先物為替予約の締結は満期日までの間に1回限りとします。</li> <li>・また、預入期間を2年、3年、4年、5年にてお申込みいただいた場合は、満期日までの残存期間が1年未満になった後、1回に限り為替予約を締結いただくことができます。</li> <li>・なお、一度締結した為替予約は変更も取消もできません。(この場合、締結した為替予約を使用し、満期日に外貨定期預金を解約することが条件となります)。ただし、為替予約を締結した外貨定期預金について、当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、事務手続きにかかる手数料をいただきます。また、場合によっては、損害金をいただくことがあります。</li> </ul>
14. お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お取引店または下記までお問い合わせください。</li> <li>・055-224-1159（山梨中央銀行 証券業務責任者）</li> </ul>
15. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</li> </ul>
16. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ございません。</li> </ul>
17. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動継続を中止する場合は、満期日の前営業日までにお申し出ください。</li> </ul>

## ■外貨預金のお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場

	お預け入れ・お引き出し方法	手数料・金利等
お預け入れ	円の現金でのお預け入れ 円預金からのお振替	円を外貨にする際（預入時）には、手数料を含んだ為替相場である TTS レートを適用します。 TTS レートには為替手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1 円 50 銭、1 英ポンドあたり 4 円、1 カナダドルあたり 1 円 60 銭、1 オーストラリアドルあたり 2 円）が含まれています。 ・ 公示相場は、日中、市場相場が大きく変動した場合には予告なく変更されることがあります。 ・ 米ドル、ユーロ、オーストラリアドルについては 10 万通貨以上、英ポンド、カナダドルについては 10 万米ドル相当額以上の場合は、取引時の市場実勢相場をもとに適用相場を決定させていただきます。
	外貨現金でのお預け入れ	お預け入れできません。
	ご本人の外貨預金からのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。
	到着した被仕向送金でのお預け入れ	基本手数料 2,000 円および外貨受払手数料（お取引の金額の 0.05%（最低 2,500 円））
お引き出し	円の現金でのお引き出し 円預金へのお振替	外貨を円にする際（引出時）には、手数料を含んだ為替相場である TTB レートを適用します。 TTB レートには為替手数料（1 米ドルあたり 1 円、1 ユーロあたり 1 円 50 銭、1 英ポンドあたり 4 円、1 カナダドルあたり 1 円 60 銭、1 オーストラリアドルあたり 2 円）が含まれています。 ・ 公示相場は、日中、市場相場が大きく変動した場合には予告なく変更されることがあります。 ・ 米ドル、ユーロ、オーストラリアドルについては 10 万通貨以上、英ポンド、カナダドルについては 10 万米ドル相当額以上の場合は、取引時の市場実勢相場をもとに適用相場を決定させていただきます。
	外貨現金でのお引き出し	お引き出しできません。
	ご本人の外貨預金へのお振替	ご本人間のお振替は、手数料がかかりません。
	仕向送金でのお引き出し	基本手数料 7,500 円および外貨受払手数料（お取引の金額の 0.05%（最低 2,500 円））

\* 上記手数料には消費税等はかかりません。

\* 米ドルの被仕向送金をユーロの外貨預金に入金する場合などのように、ご預金の通貨と異なる外貨との取引にかかる手数料は上記のものとは異なります。

## ■自動継続外貨定期預金の特徴

ポイント 1 =満期日に元金と税引後のお利息を外貨のまま自動的に継続いたします。

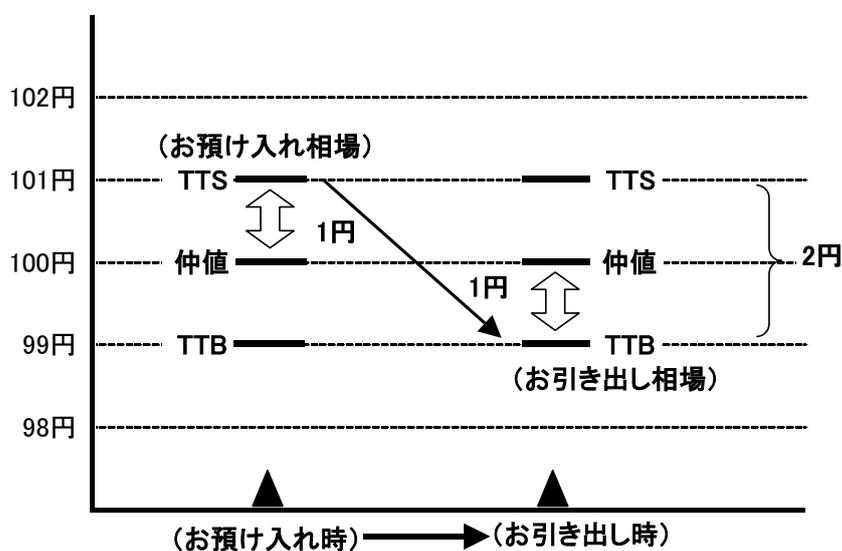
ポイント 2 =満期継続時にご来店いただく必要がありません。

(自動継続を中止する場合は、満期日の前営業日までにお手続きが必要です。)

## ■適用相場による元本割れリスク

為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料（例えば、1 米ドルあたり 2 円、1 ユーロあたり 3 円、1 オーストラリアドルあたり 4 円）がかかるため、お受け取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払い込み円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

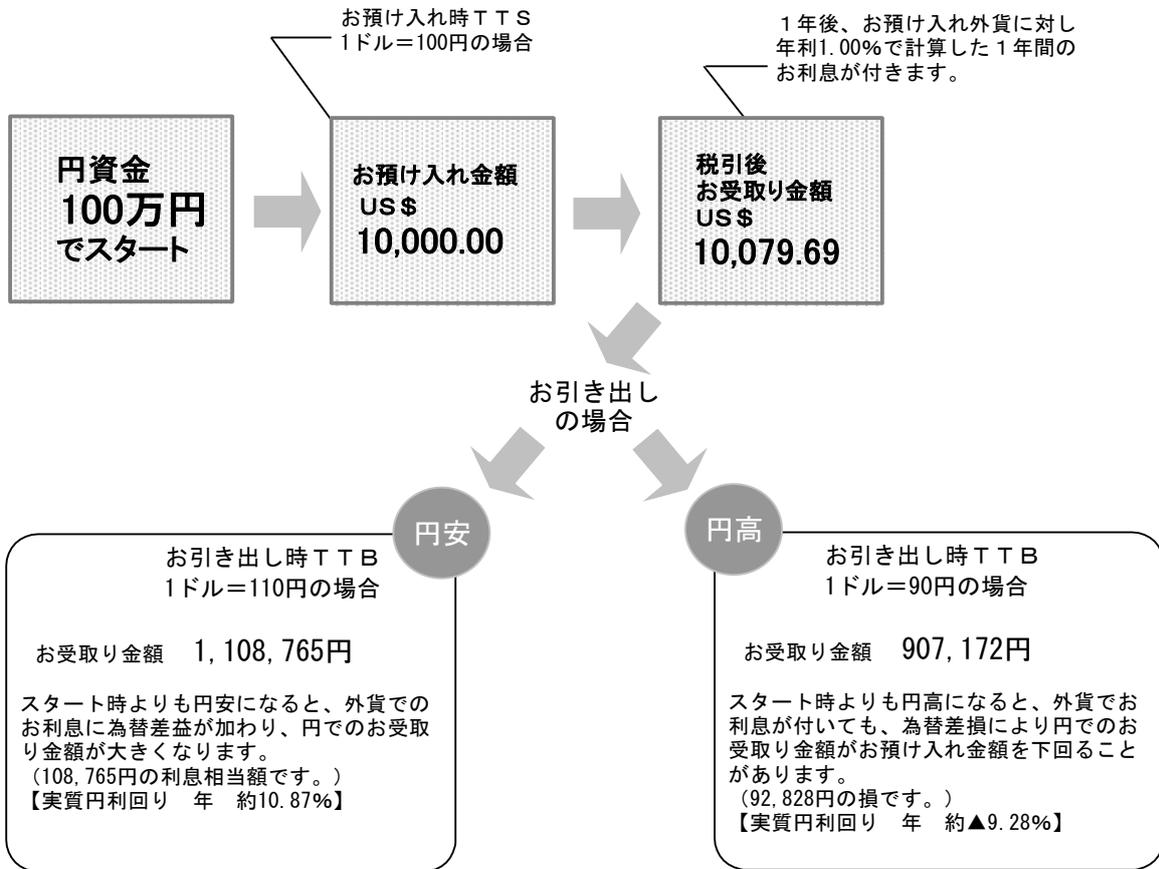
〈米ドルの仲値がお預け入れ時もお引き出し時も 100 円で変わらなかった場合〉



## ■外貨預金の運用例

山梨中銀米ドル建外貨定期預金の運用例

例えば、円資金 100 万円を米ドル建外貨定期預金 1 年間、年利 1.00% で運用した場合



### ■本人確認について

ご新規のお取引の場合には、運転免許証などの公的書類によってご本人の確認をさせていただいております。

### ■取扱店について

全店でお取扱いいたします。

[ 商号・住所 ] 山梨中央銀行 山梨県甲府市丸の内1丁目20番8号

[ 問い合わせ先 ] お取引店または 055-224-1159 (山梨中央銀行 証券業務責任者) までお問い合わせください。

(2025年3月1日現在)

(株) 山梨中央銀行